

宝塚市総合計画審議会規則

平成 31 年 3 月 29 日

規則第 25 号

注 平成 31 年 4 月 26 日規則第 31 号から条文注記入る。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号。以下「設置条例」という。）第 2 条の規定に基づき、宝塚市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議し、答申するものとする。

- (1) 総合計画基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し市長が必要があると認めること。

(組織及び任期)

第 3 条 審議会の委員は、設置条例第 1 条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。
- 3 委員の任期は、委嘱した日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(平成 31 規則 31)

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第 6 条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、

意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進課で行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(平成31規則31)

附 則 (平成31年規則第31号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。